

公的年金所得のある方(70歳)

条件

公的年金収入	2,440,000円
社会保険料	120,000円
旧生命保険料支払金額	54,000円
介護医療保険料支払金額	115,000円
旧個人年金保険料支払金額	204,000円

所得計算

公的年金収入2,440,000円－1,100,000円＝1,340,000円(所得金額)

※計算方法の詳細は「所得一覧」をご覧ください。

所得控除計算

社会保険料控除	120,000円
生命保険料控除	70,000円 ※1
+基礎控除	430,000円
所得控除合計	620,000円

※1 生命保険料控除計算方法

旧生命・旧個人年金

支払った保険料54,000円×1/4+17,500円＝31,000円①

支払った保険料が70,000円超の場合は、一律35,000円②

介護医療保険料

支払った保険料が56,000円超の場合は、一律28,000円③

生命保険料控除額は、①・②・③それぞれの控除額の合計額(限度額70,000円)

※計算方法の詳細は「控除一覧」をご覧ください。

課税所得金額

総所得金額	1,340,000円
－所得控除額	620,000円
	720,000円

所得割額

調整控除前の市民税所得割額 課税総所得金額720,000円×税率6%＝43,200円

調整控除前の県民税所得割額 課税総所得金額720,000円×税率4%＝28,800円

調整控除額

合計課税所得金額が200万円以下のため、人的控除額の差と合計課税所得金額のどちらか少ない方の5% (市民税3%、県民税2%)が控除額となります。

50,000円(人的控除額の差) < 720,000円(合計課税所得金額)

市民税に係る調整控除額	$50,000円 \times 3\% = 1,500円$
県民税に係る調整控除額	$50,000円 \times 2\% = 1,000円$
調整控除後の市民税所得割額	$43,200円 - 1,500円 = 41,700円$
調整控除額の県民税所得割額	$28,800円 - 1,000円 = 27,800円$

均等割額	市民税3,500円 県民税2,500円
市民税額	均等割額3,500円 + 所得割額41,700円 = 45,200円
県民税額	均等割額2,500円 + 所得割額27,800円 = 30,300円
年税額	市民税45,200円 + 県民税30,300円 = 75,500円